

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和8年3月6日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 湯浅 敏典



1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

ア 建築物の清掃サービス（県民健康プラザ鹿屋医療センター（第1区）の清掃業務）

イ 建築物の清掃サービス（県民健康プラザ鹿屋医療センター（第2区）の清掃業務）

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

ア (1)のア 県民健康プラザ鹿屋医療センター（第1区）

イ (1)のイ 県民健康プラザ鹿屋医療センター（第2区）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1号、第5号、第6号及び第7号に該当しない者であること。

(3) 本県内に本社を有するものであること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。

(6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。

(7) 1の(1)のアにおいては、清掃業務に従事する常用の従業員を5人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を3人以上配置することが可能であると認められる者であること。

(8) 1の(1)のイにおいては、清掃業務に従事する常用の従業員を5人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を3人以上配置することが可能であると認められる者であること。

- (9) 1の(1)の清掃業務に従事する責任者として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるビルクリーニング技能士である者であって、清掃業務の責任者として2年以上の経験を有する者を1人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (10) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- (11) 入院患者を受け入れる医療機関の清掃業務を受託し、かつ誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1の(1)のア 令和8年3月27日午前11時
- (イ) 1の(1)のイ 令和8年3月27日午前11時20分

イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所

交付場所 鹿屋医療センターホームページからダウンロードによる。

4 契約条項を示す場所及び期限

- (ア) 交付場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
- (イ) 交付期限 令和8年3月19日午後5時

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方

公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

- 8 最低制限価格
設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課

鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

電話番号 0994-42-5101

ファックス番号 0994-44-3944

11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る令和8年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、令和8年4月1日に確定する。